

【全業種対象】緊急支援金支給のお知らせ

三戸町役場 まちづくり推進課
☎ 20-1117

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大きな影響を受けた事業者の皆さまの事業活動を支援するため、【全業種対象】の緊急支援金を支給いたします。

対象事業者 ※「飲食店等事業者緊急支援金」の支給を受けた事業者は対象となりません。

三戸町内に事業所を有し、3カ月以上継続して事業を営み、支給要件を満たす、すべての事業者

支援金の額

令和2年3月から5月までのいずれかの月の売上額が、前年同月と比較して**20%以上減少**している場合、**一律10万円**

※ 複数の事業所を有している場合、町内の事業所すべての売上合計額で算定（町外に所在する事業所に帰属する売上は対象外）

※ 新規創業または休業などにより、前年同月の売上額と比較できない場合などは、事業開始月の翌月から令和2年2月までの平均売上額と対象期間の各月の売上額を比較

申請方法

次の書類などが必要となります。①～③の書類は、役場で配布いたしますが、④～⑨は、各自ご用意のうえ、申請窓口にお持ちください。※ ①～③は、三戸町ホームページからもダウンロードできます。

①三戸町新型コロナウイルス感染症対策事業者緊急支援金交付申請書

②月別売上比較表 ③三戸町新型コロナウイルス感染症対策事業者緊急支援金請求書

④直近の確定申告書類の控えの写し

【法人の場合】→ 法人事業概況説明書 【個人事業主の場合】→ 確定申告書B第一表

⑤平成31年1月から令和2年5月までの売上額が分かる帳簿など

⑥窓口で手続きする人の本人確認書類の写し（運転免許証、健康保険証、住民票、マイナンバーカードなど）

⑦営業許可書などの写し（許可または登録などを要する事業を営んでいる場合）

⑧振込先口座の通帳の写し（口座番号、名義人、金融機関名が確認できるページ）

⑨印鑑



事業者を
支援します

申請受付時間・場所

■時間 平日午前8時30分から午後5時まで

■場所 三戸町役場 2階まちづくり推進課

大学生等支援金のお知らせ

三戸町出身の大学生などが希望に満ちた学生生活を送ることができるよう、ふるさと三戸町から支援金を支給します。

対象

次のいずれにも該当する大学生など

- ①中学校卒業時に町内に住所を有していた人
- ②令和2年6月1日時点で大学生など（※）である人
- ③保護者が町内に住所を有している人

※ 大学生など
大学、大学院、短大、専修学校、高等専門学校（4年生以上）に在籍している人（通信課程は対象外）

申請期間

6月16日☽～7月31日☽

支給額

自宅以外からの通学者 **10万円**
自宅からの通学者 **5万円**

申請者

学生などの保護者
※ 保護者が申請できない場合は、20歳以上の本人

必要書類

- ①申請書（申請者の押印箇所あり） ※役場に設置しているほか、三戸町HPからもダウンロードできます。
- ②在学を証明できる書類（在学証明書又は学生証の写し）
- ③申請者の身分証明書の写し（免許証やマイナンバーカードなど住所が確認できるもの）
- ④支援金振込口座の通帳の写し（口座番号、名義人などが確認できるページ）

安心・安全な
学生生活を応援！



◆申請先 三戸町役場 4階 三戸町教育委員会事務局 ☎ 20-1157

※ 郵送の場合は下記宛てに必要書類を送付してください。

〒039-0198 三戸町大字在府小路町43 三戸町教育委員会事務局 宛